

# ネットで 相手を傷つけないために

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することが可能ですし、罪に問われることもあるのです。また、メールやブログ、コミュニティサイトなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。



ネット上の  
書き込み、  
情報発信には  
責任が伴う!

## 相手のことを 考えて!

使用する  
言葉に注意!  
暴力的な言葉は  
ゼツタイNG!



他人の悪口や  
差別的な内容は  
書き込まない!



知り合いの  
アドレスや  
住所など  
個人情報  
を無断で載せない!



根拠のない  
うわさ話は、  
載せない!



雑誌や書籍に  
載っている  
マンガ、写真、  
記事などを  
勝手に掲載しない!



チェーンメールは  
転送しない!



他人の  
書き込みを  
“あおる”  
書き込みを  
しない!



人が写っている写真や動画は  
勝手に掲載しない!

※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。  
※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。



ネット上の人権侵害についてもっと理解を深めたい人は...



俳優の袴田吉彦さんが先生役で出演する啓発ビデオ「インターネットの向こう側」(平成21年度制作)を見て、インターネットを利用した誹謗・中傷などが人権侵害になることについて考えてみましょう。

インターネットの向こう側

検索

You Tubeで  
公開中





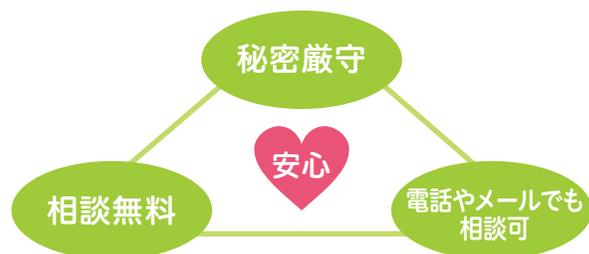
# 困った時には、 一人で悩まず、相談しよう!

## すぐに、信頼できる大人に相談しよう!

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されていたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

## 法務局・地方法務局には相談窓口があります!

もし、保護者や先生に相談できなかつたり、どうしたらよいか迷ったら、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口にご相談しましょう。全国の法務局・地方法務局では、削除依頼の方法の助言を行うほか、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいたURLや掲載内容、掲載された誹謗・中傷により、どのような問題が起こっているのかなど、具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



## 発信者情報の開示請求

誹謗・中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされた時は、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人(発信者)の情報の開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

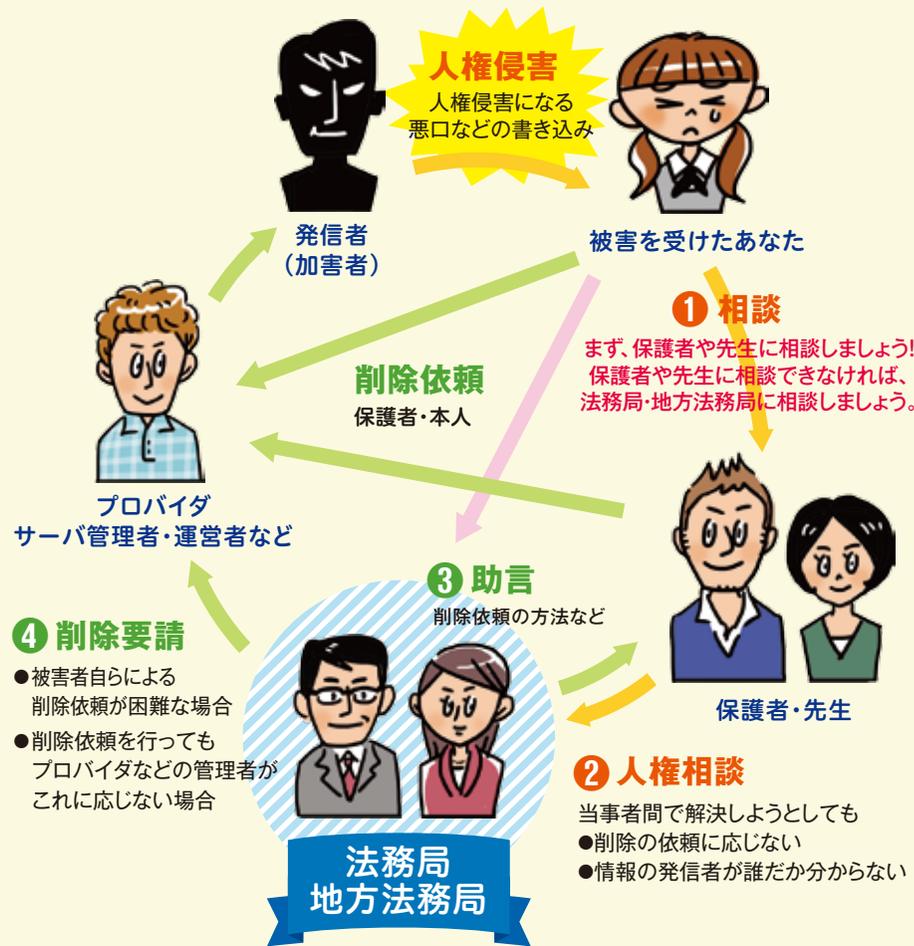


## 犯罪に巻き込まれそうな場合には、 迷わず警察に相談しましょう。

相談する際には、掲載内容を印刷したものなどが証拠となります。当該掲載箇所のURLと共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。



## 法務局への相談(削除要請)の流れ



参考:政府広報オンライン インターネットによる人権侵害に注意!

### ●インターネット人権相談受付窓口

パソコン

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

インターネット人権相談  検索



左のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。

### ●子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

電話

0120-007-110(ゼロゼロ七のひやくとおぼん)

受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

### ●みんなの人権110番(全国共通)

電話

0570-003-110(ゼロゼロ三のひやくとおぼん)

受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

### ●女性の人権ホットライン(全国共通)

電話

0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン)

受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

# 書き込みや写真、動画などの 削除依頼について知りましょう

掲示板やSNS、学校裏サイトなどで、誹謗・中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、掲示板などの管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。



## ⚠ 削除依頼する場合の注意事項

誹謗・中傷にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の掲示板などの場合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。



## 削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。

また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分だけで判断せず、保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務局・地方方法務局の相談窓口にご相談ください。

## 管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行きましょう。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

### 削除の流れ

- 1 誹謗・中傷が掲載されている掲示板のアドレス (URL) などを確認します。
- 2 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。(掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理業者などの削除専用ページなどにアクセスできます。)
- 3 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- 4 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

### 掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼フォーム  
氏名 ○○○○  
URL http://~  
掲載箇所名 ○○○○○○

削除理由:当該掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがなされ、当事者が学校でいじめを受けるなどの問題に至っております。今後もこのような掲示が継続し、書き込みが繰り返されますと、当事者の精神的な苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を招きかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。

※削除依頼への対応は、掲示板の管理者やプロバイダにより異なります。